

財産の取得の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、令和4年3月22日第15号議案として議決を得た水源地域振興拠点施設用地としての財産の取得の一部を変更することについて、議会の議決を求める。

令和4年5月25日提出

鹿沼市長 佐藤 信

	変 更 前	変 更 後
国からの取得予定価格	2,887,000 円	1,330,000 円